

神川町公共施設自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所、貸付面積及び設置台数等

物件番号	施設名称	住所	貸付面積	台数	所管課
1	コミュニティグラウンド脇	元阿保 1041-2	1.17 m ²	1台	建設課
2	総合福祉センター	関口 90	0.88 m ²	1台	保険健康課
3	中央公民館 (1階玄関前①)	植竹 867-2	1.44 m ²	1台	生涯学習課
4	中央公民館 (1階玄関前②)	植竹 867-2	1.44 m ²	1台	生涯学習課
5	中央公民館 (1階玄関前③)	植竹 867-2	1.44 m ²	1台	生涯学習課
6	ふれあいセンター	二ノ宮 166-2	1.44 m ²	1台	生涯学習課
7	多目的交流施設	下阿久原 1088	1.04 m ²	1台	地域振興課
8	B & G海洋センター	肥土 1205-1	0.72 m ²	1台	生涯学習課

※上記の貸付面積は現在設置している自動販売機の貸付面積であり、回収ボックスは別途設置するものとする。

※設置場所等の詳細については、別添図面参照

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下、「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさ（詳細は、別添図面参照）

おおむね幅 1,200mm×奥行 1,200mm×高さ 2,200 mm 以内

イ デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したものとする。

(2) 環境対策

省エネルギーに対応した機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法（昭和22年法律第233号））及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台につき、1個以上を町の指定する場所に設置すること。

イ 回収ボックスの規格

- ・素材は、プラスチック製又は金属製とする。
- ・容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。
- ・使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はその仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。
- ・使用済み容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記する。

(6) 販売商品の種類等

ア 種類：清涼飲料水等（缶、ペットボトル）とする。

イ 価格：標準販売価格から10円割引いた価格とする。

(7) 貸付料

年額貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に、消費税及び地方消費税として100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

※契約締結後、消費税等の税率が変更されたときは、消費税等に相当する額は、その税率を適用した額とする。

※(15) その他に記載のある「赤い羽根自動販売機」として、1本当たり5円の寄付を踏まえた年額貸付料とすること。

(8) 電気料

メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）を設置事業者が自ら設置し、毎月、売上金と一緒に報告する。

なお、電気使用量は、当該計測により、当町が算出した料金を設置事業者が当町に納入することとする。

(9) 売上手数料 徴取しない。

(10) 費用負担

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

イ 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては、町の指示に従うものとする。

(11) 貸付場所の返還

契約の満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して所管課の確認を受けなければならない。

(12) 自動販売機設置に伴う事故

当町の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負う。

(13) 商品等の盗難及び破損

- ア 町の責めに帰することが明らかな場合を除き、町はその責めを負わない。
- イ 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(14) 災害対応について

大規模災害発生時において、町が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を有していること。

(15) その他

1 本当たり 5 円を赤い羽根共同募金へ寄付する「赤い羽根自動販売機」の設置とすること。